

特定類型該当性に関する申告書の提出について

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的として、外国為替及び外国貿易法において、軍事転用可能な機微技術の提供について管理しています。

別紙の申告書は、貴方が経済産業省の定める特定類型該当者であるか否かをご自身で判断して、学校法人福岡工業大学に申告していただくための書類です。貴方が特定類型該当者に該当した場合、学校法人福岡工業大学から貴方に提供する技術の内容によっては、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づく経済産業大臣の許可が必要になることがあります。

●経済産業省 HP：

安全保障貿易管理の概要

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「みなし輸出」管理について

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

これらをご理解の上、別紙の申告書に、貴方が特定類型に係る条件に当てはまるか否かについて、いずれかの項目にチェックし、ご署名（入力）いただき、必ずご提出ください。

なお、採用に至った場合で、在職中に申告書の内容に変更がある時は、下記の担当窓口まで届け出るようお願いいたします。

本件に関連してご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。

[本件（申告書）に関するお問い合わせ]

福岡工業大学 総合研究機構事務室

電話：092-606-1077

E-mail：cro@fit.ac.jp